

川崎市八ヶ岳少年自然の家指定管理仕様書

1 目的

本仕様書は、恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため設置されている、川崎市八ヶ岳少年自然の家について、川崎市八ヶ岳少年自然の家条例第4条第1項に規定する、指定管理者が行うべき管理の基準や運営に係る業務内容、及びその履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 名称	川崎市八ヶ岳少年自然の家
(2) 所在地	長野県諏訪郡富士見町境字広原 12067-482
(3) 施設規模	地上1階（全施設）、地上2階（とりの棟、星の棟） 地下1階（センターハウス、星の棟）
(4) 敷地面積	356,691.41 m ²
(5) 延床面積	9,855.21 m ²
(6) 諸室の状況	ワーキングホール、プレイホール、野外炊飯場、バーベキュー場、アストロハウス、野外ステージ、研修室・食堂・厨房・宿泊室・事務室等

3 利用時間等

(1) 休所日	12月28日から翌年の1月4日まで
(2) その他	指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。ただし、特別な事情により管理を継続することが適当でないと川崎市が認める場合や施設の規模や機能等に大きな変更がある場合には、指定管理者の指定を見直すものとする。

5 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理基本業務
ア　職員配置等
(ア) 統括責任者として常勤（週5日以上の勤務）の所長1名を配置し、また業務量に応じて管理に支障のない数の職員を勤務に充てること。
(イ) 夜間の利用がない場合を除き、緊急対応（救急、火災、防犯、災害時の通報と応急処置、避難誘導等）の訓練を受けている宿直者を2名以上配置すること。
(ウ) 直接実施する業務については、必要な有資格者（防火管理者、普通免許所持者、電気主任技術者、栄養士等）を指定管理者において配置すること。
(エ) 委託する業務に係る必要な有資格者等については、委託先に配置を義務付けること。
(オ) 職員の労働条件は法令に遵守し、雇用上の問題については、指定管理者において責任を持って対処すること。
イ　配置職員の資質確保
所長の配置に当たっては、青少年教育（学校教育・社会教育）の分野で3年以上の

経験を有する者を充てること。

ウ サービスマニュアルの整備と実行

窓口応対、電話応対、利用者応対、各事業における利用者サービス及び身だしなみ等に係るサービスマニュアルを作成し、職員に周知すること。また、必要に応じた研修・改善指導等を実施すること。

エ 組織の整備

業務分担表及び職員配置計画（通常、繁忙時及び閑散時のローテーション等）を作成し、組織体制を整備した上で、業務を行うこと。

オ 市との連絡調整

市と隨時連絡をとり、管理運営が円滑に行われるよう努めること。また、ファックス及び電子メール（添付文書含む）の送受信環境を整えること。

カ 物品等の管理

指定管理者は、物品の管理にあたり、指定管理者の所有物品と教育委員会の所有物品とで分けて備品台帳を整備し、変更が生じたときは隨時更新すること。教育委員会の所有物品については、原則として指定管理者は川崎市物品会計規則第6条及び第11条の規定に従い、管理を行うこととする。

キ 届出等

関係法令等に基づく必要な届出等を必ず行うこと。

ク 日報の整備

勤務報告、事故報告、苦情対応及び遺失物受付等が含まれた業務日報を作成すること。

ケ 事業計画書の作成、市への提出

コ 事業報告書の作成、市への提出

(2) 施設運営業務

ア 施設運営計画の作成

年間の休・開所日、点検日及びその他臨時休所日の事前協議と決定を行い、年間の施設運営計画を作成し、各年度事業開始30日前までに教育委員会及び市宛てに提出すること。

なお、臨時休所や利用時間変更を行う場合は、事前に教育委員会及び市宛てに書面で報告し承認を得ること。

イ 施設利用の受付・調整

市内団体の優先受付、市の事業に係る優先利用の確保、申込・予約の受付、利用資格等の審査及び利用調整を行い、利用料金等を徴収すること。（川崎市少年自然の家条例（昭和63年川崎市条例第22号）等に定める範囲で減免を行うことができるものとする。ただし、市民の平等、公平かつ適正な利用を確保すること。）こと。

ウ 利用料金

施設の利用料金については、川崎市少年自然の家条例第13条に基づき、同条例別表に定める範囲内で、あらかじめ川崎市教育委員会の承認を得ること。

エ 利用案内・相談業務

利用者への施設利用の案内及び利用に係る相談を、窓口・電話・電子メール・ホームページ等により行うこと。

オ 利用促進業務

利用促進のため、広報、情報提供などを積極的に行うこと。

カ 宿泊室、供用施設の管理

リネン（シーツ・枕カバー）の貸与、回収、洗浄及び補充、室内及び供用部分の点検並びに用具等の物品貸出し及び落し物管理を行うこと。

キ 食事の提供

食材の調達、管理及び調理、配膳の補助及び指導、什器洗浄、廃棄物処理、衛生管理、厨房従事者の健康診断、火元取締、その他利用者に対する食事提供業務全般を行うこと。また、実施の際には、関係法令等を厳守し、必要な手続き等をとること。

利用予定者の食物アレルギーは利用前に把握し、事故が起きないようにすること。

提供食は事前に献立名・アレルギー表示（特定原材料及び特定原材料に準ずるもの）・価格をあらかじめ川崎市へ提案し、良質の食材を使用し、健康への配慮を心がけること。

なお、献立は、自然教室用とその他用とを用意し、外部業者から弁当や加工食品等を仕入れる場合においても同様の対応とし、外部業者から納入を受ける際には予定通りのものが納入されているか必ず検品を行うこと。

ク 備品及び消耗品の配置等

利用者の快適な利用のため、必要な備品及び消耗品の配置を行うこと。

ケ 利用者貸与品の管理

各種活動、キャンプファイヤー、野外炊飯等に伴う貸与品の保守管理、補充、貸出し及び返却時の指導（清掃等）等を行うこと。

コ 気象情報の提供

気象情報を適宜確認し、利用者に提供すること。また、最新の気象情報等に基づき、キャンプファイヤーの実施の可否等について、指定管理者として適宜判断し、利用者に指導すること。

（3）施設管理業務

ア 施設管理計画の作成

安全で安定した施設・設備の保持、清潔で衛生的な環境の保持及び美観を維持するため、施設管理計画を作成すること。

なお、計画を作成する際には、教育委員会及び川崎市と事前協議し、公共建築物の長寿命化対策の推進に資する計画にすること。

イ 建物保守管理

内部、外観の日常点検や保守点検、定期点検による破損・故障箇所等の早期発見と修繕についての見積、軽易な修繕等を実施すること。日常点検及び定期点検（建築基準法や消防法等に基づく法定点検）による破損・故障箇所等の早期発見と、1件あたりの費用が400万円（税込）以下の修繕を実施すること。ただし、緊急を要する場合には、当該金額を超える修繕についても、指定管理者の負担で実施できるものとする。

なお、建築基準法第12条第2項に基づく建築物定期点検については、3年ごと実施し、点検結果を市に報告すること。

ウ 設備保守管理

自家用電気工作物、変電設備、負荷設備、避雷設備、ダムウェイター設備、玄関自動扉、電話交換設備、無線設備、非常用放送設備、自動火災報知設備、消防防火設備、給湯暖房ボイラー設備（灯油）、浴場濾過設備、温水ヒーター、給排水設備、浄化槽設備、プロパンガス供給設備、灯油タンク、空調設備（給排気設備含む）に係る点検・保守管理の実施及び破損・故障箇所等の早期発見と、1件400万円（税込）以下の修

繕を実施すること。ただし、緊急を要する場合には、当該金額を超える修繕についても、指定管理者の負担で実施できるものとする。

なお、建築基準法第12条第4項に基づく建築設備定期点検については、1年（国土交通大臣が定める点検の項目については3年）ごとに実施し、点検結果を市に報告すること。

また、フロン排出抑制法に基づく全ての業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）について、四半期に1回以上定期点検を実施し、点検整備記録簿に記載すること。

エ　自動体外式除細動器（AED）の設置及び維持管理

施設内に自動体外式除細動器を設置し、設置場所をわかりやすく表示する、インジケータの表示等日常点検の実施により、誰でも常に利用できる状態を保つこと。また、電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換すること。

さらに、自動体外式除細動器の取扱方法等に関する、救命講習を職員に受講させること。

オ　電気主任技術者の義務

電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事（電気設備の新設、増設、変更、改修の工事）、維持（電気設備がその機能を維持するための日常の巡視点検・定期的な精密点検等）および運用（電気設備の運転・操作等）に関する保安の監督を行うものとする。

（ア）電気工作物の維持

自家用電気工作物を、経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

（イ）保安規程

自家用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、業務の開始前に、経済産業大臣に届け、それを遵守しなければならない。

カ　電気主任技術者の任務

（ア）電気設備の工事

電気設備の保安のため、必要な工事などの計画・立案を行うこと。

（イ）電気設備の維持

日常の巡視点検や定期的な精密点検などの計画を作成し、これを実施する。点検の結果、技術基準に適合しない場合は、ただちに改修すること。

（ウ）電気設備の運用

どのような場合においても、電気設備を適正に運用できるよう、平常時、異常時、事故発生時などにおける電気設備の運転・操作に関する方法・順序を明確にし、従事者に教育を行うこと。

（エ）保安教育

従事者に対して、電気設備の工事、維持、運用に関する保安の教育を行う。また、事故・災害時の措置の訓練を定期的に行うこと。

（オ）災害対策

災害発生時の対策を明確にしておき、実際に起きた場合は、保安を確保するための指揮をとること。また、災害の状況に応じて送電を停止すること。

（カ）保安業務の記録

日常巡視点検、運転、定期点検、臨時点検、設備台帳、事故、工事などの記録をとり、保管すること。

（キ）保安機材・書類

電気設備の保安に必要な測定器具・材料等を常に整備し、保管すること。電気設備に関する設計図、施工図、仕様書、取扱い説明書を保管すること。関係官庁、電力会社などに提出した書類のコピーを保管すること。

（ク）連絡体制

緊急時・平常時における連絡体制を明確にし、書類としてまとめること。

キ 電気主任技術者の意見・指示・その他

- (ア) 設置者及び施設責任者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重すること。
- (イ) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うこと。
- (ウ) 電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

ク 施設用地内保守管理

敷地内設備（キャンプファイヤー場、屋外炊飯場、バーベキュー場、オリエンテリングコース、駐車場その他）、水路・池の照明灯に係る点検・保守管理の実施、破損・故障箇所等の早期発見と、1件あたりの費用が400万円（税込）以下の修繕を実施すること。ただし、緊急を要する場合には、当該金額を超える修繕についても、指定管理者の負担で実施できるものとする。また、冬季においては、生活通路の確保（除雪、解氷等）を行うこと。

ケ 植栽維持管理

除草、樹木剪定、設肥、病害虫駆除

以上に係る点検・維持管理を実施すること。また、必要に応じて、植樹することができるものとする。

なお、植樹した場合は、遅滞なく教育委員会及び市宛て報告すること。ただし、植栽管理は自然環境保全を前提とし、不必要的伐採、植樹、除草などは極力避け、学習効果の観点にも配慮した植栽の保守管理を行うこと。

コ 物品保守管理

施設備品、公用物品の保守管理を適正に行い、不要な備品を廃棄する際は事前に「備品廃棄依頼表」を提出すること。

サ 光熱水費・燃料管理

電気、ガス、水道及び通信回線の供給維持、燃料調達、光熱水費管理台帳の作成並びに料金の支払等を行うこと。

シ 環境衛生管理

衛生害虫防除、館内殺菌消毒（全館2回／年）、水質管理（飲料水）に伴う検査業務（飲料水の適否、消毒副生物等検査、簡易専用水道水質検査）、空気環境測定、その他環境衛生管理業務を行うこと。

ス 食品衛生管理等

食品品質保持、栄養管理、アレルギー対策、サンプル保存、食材情報の開示及び厨房・食堂・什器・調理員の衛生管理を行うこと。

セ 清掃

- (ア) 日常清掃として、施設内、敷地内及び隣接公道の塵芥埃の除却、トイレ清掃及びサニタリーボックスの設置（男女トイレ）、消耗品補充等を行うこと。

- (イ) 定期清掃として、カーペットクリーニング、床ワックス、窓ガラスクリーニング、家具・備品類クリーニング及びカーテン・カバー類クリーニング等を行うこと。

- (ウ) 臨時清掃として、汚損箇所を隨時清掃すること。

ソ 廃棄物運搬処理

関係法令等を遵守し、資源物の分別処理、廃棄物の処分及び粗大ゴミの処分を行うこと。

タ 保安警備及び危機管理

施設内・敷地内定期巡回・点検ならびに閉所時の機械警備、不審者・不審物対策、防災対策マニュアル・計画の作成、防災訓練の実施、関係機関との連絡調整、異常通報（警察、消防）、施設賠償責任保険その他必要な保険への加入等を行い、非常時に備えるとともに、非常時には、避難誘導、通報、応急処置等を遅滞なく行うこと。

チ 応急処置・救急対応

施設内での応急処置に備えて、救急医薬品を常備すること。また、施設内だけが人あるいは急病人が発生した場合は、遅滞なく救急要請をすること。また、救急搬送の場合は、職員が同行すること。

ツ 事故報告

施設内だけが人あるいは急病人が発生した場合、また、施設、設備及び物品の破損が発生した場合は、市に速やかに報告するとともに、処理記録（日時、場所、状況、処置、実施者等明記）を作成し提出すること。

また、施設外であっても、施設利用者の中にけが人あるいは急病人が発生した場合には、指定管理者は状況の把握に努め、前述と同様に市への速やかな報告、処理記録の作成・提出を行うこと。

なお、救急対応した場合は、電話による報告及び対応記録の送付を速やかに行うこと。

テ 公用車の保守管理（保険加入等を含む）・運転業務

原則として、市が所有する公用車（ワゴン車1台）を使用し、連絡業務等を行うこと。その場合は、公用車の保守管理（車検、法定点検を含む）、自動車保険へ加入すること。自動車保険の取扱いについては、次のとおりとする。

（ア）自賠責保険

現在加入中の自賠責保険は解約せずに、次回契約更新の際に、指定管理者の負担で加入すること。

（イ）任意保険

任意保険については、指定管理者が加入すること。ただし、当該車両が事故を起こし、市と指定管理者に賠償責任が生じた場合、双方で保険請求ができるように保険会社と相談のうえ、保険に加入すること。

（4）事業実施業務

ア 事業実施計画の作成

事業実施計画（実施事業内容、期間・期日、予定利用者数、収支予算及び広報等）を作成すること。

イ 提案事業の実施

（ア）主催事業

自然教室受入れ業務の実施を妨げない範囲において、団体宿泊訓練、野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導、野外活動、体育及びレクリエーション事業など、施設を有効活用できる事業を展開すること。また、事業実施においては、恵まれた自然環境及び周辺施設を十分活用し、川崎市内の青少年の健全育成、富士見町等の地域との交流、利用促進などに配慮した事業を実施し、市民サービスを向上させること。

なお、青少年教育施設に関連する会議、あるいは地域の会合等に積極的に参加しながら、青少年教育、野外活動施設及び野外活動指導等に係る資料を収集、管理し、必要に

応じて利用者等に提供すること。

(イ) 利用者サービスの提供

利用者サービスに資することを目的として、指定管理者が提案し、川崎市が認めるものについて、飲食物（アルコール飲料については、事前に提供方法等について市の承認を受けたものに限る。）、筆記用具・タオル・歯ブラシ等の物品等の販売（たばこを除く）やコイン式洗濯機等のサービスを提供することができるものとする。

ウ 自主事業

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と負担により、各種研修の企画提供や出張講座などの自主事業を実施することができる。自主事業の実施に当たっては、年度協定に定めるものを除き、事前に市と協議し承認を得なければならない。

自主事業に要する経費（実費相当額）は、指定管理者が利用者から徴収することができるものとし、その収入は指定管理者に帰属するものとしますが、指定管理料から経費を充当することはできません。

エ 施設改修

施設の有効活用を目的として、事前に川崎市と協議の上、指定管理者の負担で施設を改修することができるものとする。

オ その他有償サービスの提供など法令・規則等及び協定に反しない事業

(5) 自然教室受入等業務

ア 自然教室の運営に係り、川崎市教育委員会との連絡調整・協議をし、受入れをはじめとする業務全般を行うこと。

イ 円滑な自然教室の実施及び受入れを行うため、川崎市教育委員会と連携し、次の事業を実施・協力すること。

(ア) 教育委員会の指定する日までに川崎市教育委員会と翌年度の利用日程調整を行うこと。

(イ) 3月下旬から4月上旬に施設において、小・中学校（前期利用）合同実地踏査（教育委員会主催）を行うこと。

(ウ) 春及び秋に川崎市内において、中学校全体説明会（教育委員会主催）を行うこと。

(エ) 4月上旬に川崎市内において、小学校全体説明会（教育委員会主催）を行うこと。

(オ) 7月下旬に八ヶ岳少年自然の家で、小学校（後期利用）実地踏査（教育委員会主催）を行うこと。

(カ) 11月中に八ヶ岳少年自然の家で、中学校（後期利用）実地踏査（教育委員会主催）を行うこと。

(キ) 利用の約2ヶ月前に、川崎市内において、同一日程利用の学校を対象とし、活動が円滑に実施されるようセット別（同一日程利用学校ごと、1日程を1セットとする。）の打合せを行うこと。（指定管理者主催で、1日に4セット、年間約17回程度を実施すること。）

(ク) 活動内容、食事関係（食事代含む）、宿泊人数、諸物品の貸出、その他の問い合わせ及び変更の調整については、学校と連携を密にし、責任を持って行うこと。

(ケ) 配慮の必要な児童生徒の参加にあたっては、学校等と調整しながら、受け入れに伴う必要な体制を整備すること。

(コ) 学校が行う活動については、施設の設置目的の趣旨を踏まえ、利用者の安全を確保

し体験学習活動がより効果的に行えるよう活動への必要な支援・協力をを行うこと。

- (サ) 自然教室の中で、各実施校が、八ヶ岳農業大学校や井戸尻考古館、そば打ち体験実施施設（おっこ亭）で体験活動を実施することを希望する場合には、円滑に体験活動が実施できるよう、体験活動実施施設及び各実施校との必要な連絡調整や輸送の手配を行うこと。
- (シ) 自然教室受入れに伴う必要な医薬品等について、川崎市教育委員会と調整の上、調達すること。

(6) 協力業務

ア 川崎市政及び富士見町役場への協力

- (ア) 川崎市及び富士見町による各種調査の実施及び報告に協力すること。
- (イ) 川崎市及び富士見町が作成する広報物の配布に協力すること。
- (ウ) 川崎市及び富士見町が依頼を受けた各種視察の受入に協力すること。

イ 地域団体・施設関連団体への協力

施設支援（清掃ボランティア等）の受け入れ、必要な用具の貸出し、必要に応じて休憩室等の提供及び湯茶の提供等を実施すること。

ウ 災害時の協力

市の防災対策に基づく施設提供と人的・物的協力をすること。

エ 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会への協力

川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会の会場設営や必要な資料の印刷等の準備、及び議事録案の作成を行うこと。また、必要に応じ川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会に出席し、事業計画及び事業報告等の必要な説明を行うこと。

オ その他、市の実施する事務事業に対して、業務に支障のない範囲で協力すること。

(7) その他の業務

ア 広報

市の広報媒体に行事案内など情報を提供すること。また、様々な広報媒体を活用し、より広範囲な広報を実施すること。

また、ホームページを作成する場合は、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」における「5 ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」に基づき、日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」の達成等級 AA に準拠するよう努めること。

イ ホームページ及び広報印刷物等への広告掲載

指定管理者が、インターネットホームページにバナー広告を掲載する場合は、「川崎市ホームページバナー広告表現ガイドライン」に準拠すること。また、広報印刷物等に広告を掲載する場合は、「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に準拠すること。

ウ 苦情処理・説明責任

指定管理者の行う業務について、公の施設の管理者として、常に近隣住民等に配慮して実施するとともに、市民・利用者に対して説明責任を果たし、利用者、近隣住民、その他からの苦情、意見等を直接受けた場合は、その内容を記録し、市に遅滞なく報告すること。

また、指定管理者として可能な事項は速やかに対応・解決し、指定管理業務の範囲を超える事項については、教育委員会及び市と速やかに協議すること。

エ 運営改善

利用者等からの意見・要望・苦情等について、どのような内容であって、どのように対応したのか、もしくはどのような理由で対応ができなかつたなどを記録し、整理した上で、運営改善に資する仕組みを作ること。

オ 広報物の作成等

八ヶ岳少年自然の家所報及びその他利用案内等刊行物の企画、作成及び配布を行うこと。

カ 利用者ならびに市民に対する満足度調査（アンケート等）

施設内にアンケート用紙を置く任意調査、定期的に実施する聞き取り調査などを行い、利用者の満足度を調査すること。また、可能な限り一般市民に施設の認知度、利用の有無など、今後の利用促進の参考になるアンケートを実施すること。

キ 職員研修

防災訓練等法定訓練を含んだ、実務研修を計画し、実施すること。また、青少年育成、人権、レクリエーション指導、スポーツ指導等の青少年教育施設職員として要求される知識、技術の習得及びその他職員の資質向上に必要な研修を計画し、実施すること。

ク 資料の収集・管理・提供

青少年教育施設に関連する会議、あるいは地域の会合等に積極的に参加しながら、青少年教育、野外活動施設及び野外活動指導等に係る資料を収集、管理し、必要に応じて利用者等に提供すること。

ケ 学校連携事業

青少年の健全育成を図るための団体宿泊研修施設として、学校と連携した事業を展開すること。

コ ボランティア及び指導者の養成と活用を目的とした事業

施設の運営を支援するボランティア及び指導者を養成し、活用した事業を展開すること。

6 財務・経理に関すること

(1) 会計処理

本業務の実施に係る会計処理は次により行うこと。また、管理業務に係る財務事務の具体的処理方法等に関する財務事務規定を定め、当該規定に基づき、管理業務に係る財務事務を適正に処理するものとする。

ア 会計年度

4月1日から3月31日までとし、各年度における支出は、原則として当該年度における収入をもって充てること。

イ 管理口座

指定管理を行う上で、必要な管理口座を開設すること。

ウ 区分経理

本業務の資金収支については、団体の他の会計と区分して経理するものとし、独立した帳簿により管理すること。また、複数のグループの指定管理を行う場合においても、経理は、グループごとに行うこと。加えて、計算書類及び証拠書類等を適正に管理及び記録し、財務処理の明瞭性を確保するとともに、本業務の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

(2) 施設の利用料金等について

施設の利用料金は、条例に掲げる利用料金の範囲内で、あらかじめ教育委員会及び川崎市の承認を得た上で、指定管理者の収入として收受することができる。

また、次に掲げる収入で、あらかじめ教育委員会及び市の承認を受けたものについては指定管理者の収入とすることができます。

- ア 食事提供による収入（管理業務）
- イ 主催事業に係る参加費等収入（提案事業）
- ウ 物品販売・自動販売機・有償サービス等収入（提案事業）

7 教育委員会、市及び指定管理者のリスク分担

指定管理期間中のリスク分担については、次のとおりとし、詳細は基本協定の締結時に定めるものとする。

種類	内容	負担	
		教育委員会 市	指定 管理者
サービスリスク	サービスの質の変動に関するリスク		○
利用者リスク	利用者数の変動に関するリスク		○
収入リスク	収入の変動に関するリスク		○
維持管理リスク	良好な施設状態の維持に関するリスク		○
施設所有者リスク	施設・設備の修繕（1件あたり400万円（税込）以下のもの）		○
	施設・設備の修繕（1件あたり400万円（税込）を超えるもの）	○	
	指定管理者の責めに帰すべき理由がある場合の修繕		○
	※指定管理者が修繕を行おうとする場合で、費用負担と責任に関し疑義がある場合は、その都度、市、教育委員会及び指定管理者で協議するものとする。		
管理上の瑕疵による損害、事故、火災等	指定管理者の瑕疵による損害・事故・火災等		○
予算リスク	委託料等の予算確保に関するリスク	○	
不可抗力リスク	地震等の自然災害や新型インフルエンザ等の感染症の流行、暴動等の人為災害の発生のリスク	○	○
法令変更リスク	法令(税制を含む)の変更に関するリスク	○	○
物価変動リスク	物価・金利の変動に伴う経費や収入の増加又は減少		○
	予測不可能な物価・金利の変動により事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるをえない場合は、その都度、教育委員会、市及び指定管理者で協議するものとする。		
債務不履行	指定管理者の業務又は協定内容の不履行		○
	教育委員会又は市の協定内容の不履行(委託料等の予算確保を含む。)	○	
第三者賠償	指定管理者が行う管理の瑕疵による事故により第三者に与えた損害		○
	教育委員会又は市の責めに帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害	○	
事業終了時の費用	指定期間終了後、又は期間途中における業務		○

	の停止、若しくは指定取消しによる指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用		
供用形態の変更	不可抗力、施設の老朽化、疾病対策などにより協議の上で施設の利用形態（定員など）を制限して運営を行う場合の収入の減少	○	
予約受付の中止等	不可抗力、施設の老朽化、疾病対策などにより予約受付の中止や取消しを行う場合の収入の減少	○	○

※ 自然災害等不可抗力への対応

- ・建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部停止を命じことがある。
- ・復旧が可能な場合、その復旧に要する経費は教育委員会、市及び指定管理者が協議を行うこととする。

※ 3者負担となっている項目については、教育委員会、市及び指定管理者が協議を行うこととする。

8 モニタリング・評価等の実施

(1) 指定管理者によるモニタリング

指定管理者は、実施計画に基づく業務遂行にあたり、仕様書に定められた業務の確実な履行を自ら確認するため、次のとおりセルフモニタリングを実施し、市に報告する。

ア 業務記録の作成

- (ア) 指定管理業務の履行状況を記録しておくこと。
- (イ) 記録は日々適切に更新を行い、求められたときに提出できるよう適切に保管すること。
- (ウ) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」の規定によること。

イ セルフモニタリング

市の指定するセルフモニタリングシート等を用いて、月ごとに履行状況や達成度合いを確認すること。

ウ アンケート等による利用者の意見の収集

サービスの質の確保の確認やサービス改善のためアンケートの実施、意見箱の設置等によって利用者の意見や要望を収集すること。

エ 分析・自己評価・改善

モニタリングの結果、未履行又は目標未達だった項目については、その原因の分析と自己評価を行い、速やかに改善に取り組むこと。

オ 市への報告

毎月 15 日までに、前月のセルフモニタリングシートを月報として提出すること。また、建築基準法や消防法等に基づく法定点検の実施結果がある場合は併せて提出すること。

(2) 市によるモニタリング

仕様書に定める業務について、指定管理者は、市の履行確認に必要な報告書等を提出するとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など、報告書等だけでは確認できない事項については、市が実施する実地調査やヒアリング等のモニタリングを受けるものとする。

ア 事業報告書等の提出

指定管理業務に関し、市へ報告する主な文書は次のとおりとする（括弧内は提出期限）。

(ア) 事業計画、職員配置計画、収支予算書（各年度事業開始 30 日前）

※事業計画書には、委託業務及び契約予定業者の一覧（市内中小企業者に該当するか否かを含む。）を記載又は添付すること。

(イ) (ア)に基づく事業中間報告書（各年度の半期終了後 15 日以内）

(ウ) 作業報酬台帳

第1回：指定管理期間開始後、1ヶ月を経過した後にある作業報酬を支払うべき対象労働者がある最初の支払期日が到来した月の末日から7日以内
以 後：毎年度終了後、4月末日から7日以内
最終回：指定管理期間終了後、当該指定管理事業の従事に係る作業報酬の支払がある最後の支払期日が到来した月の末日から7日以内

(エ) 事業報告書（月報・四半期報）（毎月及び各年度の四半期終了後 15 日以内）

(オ) 年度事業報告書、事業収支報告書、利用者アンケート等結果、業務改善報告書、収支状況等確認書類等（毎年度終了後または指定が取り消された日から 30 日以内）
※年度事業報告書には、利用者、参加者等の数値をできるだけ詳細に記載し、当年度に実施した委託及び工事に係る契約の概要（市内中小企業者に該当するか否かを含む。）、備品等の異動の状況を記載すること。

(カ) 情報公開に関する要綱等

(キ) 利用料金の額の決定または改定（決定または改定しようとするとき）

この他、指定管理者は法令等の要請により、必要な文書等を作成し、教育委員会及び市への報告等を行うものとする。

(3) 実績評価等

事業計画書に基づき指定管理者が提供した業務の実施内容及びその水準について、事業報告書等により市が確認した結果は、実績評価の評価結果として市ホームページで公表することとする。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、仕様を満たしていないと市が判断した場合、市の指導に基づき、改善することとする。

不具合が解消されない又は改善の見込みがない場合には、市は業務の一部又は全部の停止や指定管理料の減額、指定取消等の措置を講じることができる。

(5) 実績評価の反映

指定管理業務の毎年度の評価結果は、次期選定時の評価に反映することとする。毎年度の評価結果の「評価ランク」ごとに、次のとおり定める「実績反映」の割合を合計し、その合計を、評価を受けた年数で除して得られる平均割合を、選定時の総配点に乗じて得られる点を「実績評価点」として加減点する。

なお、評価に反映する期間については次のとおりとする。

ア 現指定期間が当施設を現指定管理者が管理して1期目にあたる場合、現指定期間のうち公募開始までに確定した年度評価を反映する。

イ 現指定期間が当施設を現指定管理者が管理して連続して2期目以上にあたる場合、前指定期間の公募に反映できなかった年度評価と現指定期間のうち公募開始までに確定した年度評価を反映する。

【反映の例】指定期間3年

評価ランク：前期5年目C、1年目C、2年目B、3年目B

選定時の総配点：100 点の場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{前期5年目} \Rightarrow C + 0 \% \\ \text{1年目} \Rightarrow C + 0 \% \\ \text{2年目} \Rightarrow B + 5 \% \end{array} \right\} (0 \% + 0 \% + 5 \%) \div 3 \text{ (年間)} \doteq + 1.6 \%$$

3年目 ⇒ 最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未参入

総配点 100 点 × + 1.6 % = 2 点（小数点未満第1位四捨五入）を「実績評価点」として加点する。

評価ランク	A	B	C	D	E
実績反映	+10%	+ 5 %	0 %	- 5 %	-10%

9 業務の引継ぎに関すること

(1) 前期指定管理者からの引継ぎ

指定管理者が、現に管理運営を行っている指定管理者（以下「前期指定管理者」という。）でない場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるよう次のとおり前期指定管理者から文書及び実務担当者による現地説明等により引継ぎを受けること。

ア 引継ぎ期間

基本協定の締結日から令和 11 年 3 月 31 日（土）までの必要な期間

イ 引継ぎ内容

次の項目について、前期指定管理者から引き継ぎを受けるとともに、自らの負担において、各業務の知識及び技能の習得等、利用者が支障なく利用できる環境を整える準備を実施すること。

（ア）施設、設備等に関すること

（イ）利用者・地域団体等に関すること

（ウ）前受金に関すること

ウ 利用者・地域団体等への説明

施設利用者に与える影響を十分配慮し、必要に応じて利用者や地域団体等に対して実施する説明会等についても、自らの負担において実施すること。

(2) 次期指定管理者への引継ぎ

次期指定管理者が、指定管理者とは別のグループとなる場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を開始できるよう、指定期間終了前に、自己の負担において、文書及び実務担当者による現場説明等により、次の点について引継ぎを行うこと。

ア 施設、設備等に関すること

施設及び設備の使用方法、近隣との関係、物品の引継ぎなど、特に安全管理、衛生管理、近隣トラブル等に配慮した十分な引継ぎを行うこと。

イ 利用者・地域団体等に関すること

利用者や地域団体等の状況や意見、要望への対応など、特に特別な配慮を必要とする利用者等への対応に配慮した十分な引継ぎを行うこと。必要がある場合は、次期指定管理者に対し現地説明等により引継ぎを実施すること。

ウ 前受金に関すること

指定期間中に、次期指定期間に係る保険代、実費負担額等を徴収している場合は、名簿等と併せて徴収額を次期指定管理者に引き継ぐこと。

(3) 当該事業期間外に係る利用許可等の取扱い

指定管理者が行った利用許可のうち、当該事業期間外に係るものについては、引継の上、次期指定管理者等が行った処分とみなすものとする。ただし、不許可処分については、指定管理者が行った処分とみなすものとする。

10 業務の継続が困難になった時の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合において、利用者へのサービスの提供の継続を必要とするときは、新たな指定管理者を指定するまでの間、指定管理者は、市の監督の下で、業務を継続しなければならない。

11 安全管理及び衛生管理等について

(1) 安全管理について

- ア 安全管理マニュアルを作成し、職員に周知徹底を図るとともに、施設、遊具、活動場所等の安全確認や点検を行い、事故防止に努めるものとする。
- イ 施設内外を常に整理整頓し、非常の際の避難等に支障がないように、利用者の安全確保に努めるものとする。
- ウ 事故が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置を市に遅滞なく報告するものとする。

(2) 衛生管理について

衛生管理マニュアルを作成し、感染症予防対策を講じるとともに、緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を整えるものとする。また、研修等により、職員の資質の向上に努めるものとする。

(3) 定期確認について

市及び指定管理者は、施設及び事業の安全管理及び衛生管理に係る状況を確認するため、定期に打合せを実施するものとする。打合せは、原則として毎月1回実施するものとし、2回に1回程度は施設で実施するものとする。

12 その他の留意事項

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、維持管理・運営業務の内容に応じて、関連する関係法令、条例、規則等を遵守すること。

(2) 行政手続きの準用

指定管理者は、行政手続法及び川崎市行政手続条例の「行政庁」として法令の規定に基づいた運営を行うこと。また、指定管理者が施設利用者等へ指導を行う場合には、市の機関に準ずるものとして同条例第4条（行政指導）の趣旨に則り適切に行うこと。

(3) 情報公開

指定管理者は、業務を行うにあたって作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものについては、川崎市情報公開条例に基づき、適正な情報公開に努めること。

(4) 個人情報の保護

指定管理者は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合は、その取扱いに十分留意し、情報の漏えい、滅失及び既存の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、情報管理に関するマニュアルの作成、職員研修の

実施など個人情報保護のために必要な措置を講じること。

なお、個人情報を漏らす等の行為を行った場合には、「個人情報の保護に関する法律」に基づく罰則が適用される。

(5) 守秘義務

指定管理者は、業務を行うにあたって知り得た内容を第三者に漏えいし、又は業務以外の目的のために使用することはできない。

なお、指定期間終了後も同様とする。

(6) 苦情の処理

指定管理者は、当該業務における苦情を処理するため、相談窓口の連絡先等をホームページや利用申込書等に記載し、利用者に周知するとともに、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を施設に掲示すること。

また、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し、市に提出すること。

(7) 業務の継続性の確保

地震、風水害、新型インフルエンザ等の感染症の流行その他の災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市の業務の継続性を確保するために市が定める地域防災計画を踏まえ、指定管理者が管理する本施設又は運営する事業について、業務の継続性の確保に努めること。

(8) 災害時等の施設利用

災害時において、市が緊急に市民の生命・身体・財産を保護するために、施設を利用する必要があるときは、市の指示により管理を行うこと。

(9) 受動喫煙の防止

喫煙所の指定等に当たっては、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年条例第27号）を遵守すること。

本施設は第2種施設となるが、利用者のうちに児童が多く占めることなどから、第1種施設と同等の措置を講じること。ただし、屋外については、一定の要件を満たした上で特定屋外喫煙場所を設置することができるものとする。

また、あらかじめ定められた施設の禁煙指定を職員及び利用者等に厳守させること。

(10) 暴力団排除

指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）及び川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）に従い、公の施設の管理における暴力団排除等の必要な措置を講じること。

(11) 差別の禁止、子どもの権利の保障等

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を尊重し、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めること。

イ 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）の趣旨に従い、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、また、これに協力するよう努めること。

ウ 川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）の理念に基づき、子どもの権利の保障に努め、川崎市の施策に協力するよう努めること。

(12) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン等への協力

「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」に向け、様々な関係団体と連携し、多世代間の交流をはじめとした地域交流を通じて、地域における「顔の見える関係づくり」を進めるなど、「地域包括ケアシステム」

に資する取組に努めるとともに、「これからコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、地域における多様なつながりを育む居場所づくりに資する取組に努めること。

(13) コンプライアンス（法令遵守）に関すること

指定管理者は、次のような事由が生じたときは、市に「コンプライアンス（法令順守）に関する報告書」を遅滞なく報告すること。

ア 市からの指名停止に該当する事由があった場合（川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断すること。）

イ 団体に次の事由があった場合

労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律（食品衛生法、警備業務法等（いわゆる「業法」））その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされたとき。

ウ 団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、搾取、器物破損その他の指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れがある行為があったとき。

(14) ソーシャルメディアの運用に関すること

指定管理者がソーシャルメディアを運用する場合は次の事項を遵守することとする。

ア 運用するSNSのすべてのアカウントは、「川崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」及びアカウントごとに制定する「アカウント運用ポリシー」並びに「アカウント運用ルール」のもとで運用を行うこととし、それに伴う各アカウントの運用ポリシー、運用ルールを制定すること。

イ 発信にあたっては、原則、計画配置パソコン、社用パソコン、社用スマートフォン・タブレット端末からのみ行うこととし、個人所有の端末から公式アカウントの利用は行わないようにすること。

ウ 1台のパソコン、スマートフォン・タブレット端末で、複数のアカウントを使用しないこと。（SNSそれぞれについて、1端末につき1アカウントで発信すること。）

(15) 再エネ100%電力の導入

「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」に基づき、指定管理者は再生可能エネルギー100%電力の調達を行うこと。

(16) 指定管理期間満了後の施設の明渡し等に係る対応については、教育委員会が示す「自然教室の方向性等」を踏まえ、指定期間内に完了するものとし、具体的な進め方については教育委員会、市及び指定管理者が協議していくこととする。